

令和3年第6回南島原市教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和3年6月29日(火) 14時20分～15時00分

1 場 所 南有馬庁舎 3階中会議室

1 出席者の氏名

教育委員(教育長職務代理者)	松 尾 哲
教育委員	塩 田 絹 代
教育委員	吉 田 英 則

1 欠席者の氏名

教育長	永 田 良 二
教育委員	中 村 一 也

1 構成員以外の出席者の氏名

教育次長	栗 田 一 政
教育総務課長	苑 田 和 良
学校教育課長	本 村 英 治
生涯学習課長	岡 野 俊 作
文化財課長	岡 野 博 明
世界遺産推進室長	松 本 慎 二
教育総務課教育総務班長	井 上 実

1 議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告

第5 議案審議

議案第34号 南島原市学校運営協議会規則の制定について

報告第1号 南島原市立学校給食センター条例の一部を改正する条例について

第6 その他

(1) 準要保護児童生徒就学援助の認定について

(2) 次回教育委員会定例会の開催について

(3) その他

第7 閉会

日程 第1 開会

松尾委員

それでは、只今から「令和3年 第6回 定例会」を開会いたします。

はじめに、「日程 第5 議案審議」に、「報告 第1号 南島原市立学校給食センター条例の一部を改正する条例について」を追加したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

それでは、議案審議に「報告第1号」を追加いたします。

日程 第2 前回会議録の承認

松尾委員

日程第2「前回会議録の承認」ですが、委員の皆さんには、事前にご確認をいただいております。

署名人は、前回の会議におきまして、私が指名されておりましたので、ここで、署名をいたします。

〈令和3年第5回定例会…松尾委員が署名〉

日程 第3 会議録署名人の指名

松尾委員

日程第3「会議録署名人の指名」ですが、今回は、「吉田委員」にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

松尾委員

それでは、会議録署名人に「吉田委員」を指名いたします。

日程 第4 教育長報告

松尾委員

日程第4「教育長報告」を行います。

この報告につきましては、教育次長から説明させます。

教育次長

(別紙により、令和3年5月26日から令和3年6月24日までの諸会議及び諸行事の結果等の概要について報告)

松尾委員

只今の報告について、何かお尋ねなどはございませんか。

吉田委員

議会で小林知誠議員から話があった、深江給食センターを残す理由は何だったのですか？

教育次長

(要望書に残す理由として挙げられていた8つの理由について説明)

松尾委員

他にございませんか

特にないようですので、以上で、「教育長報告」を終わります。

日程 第5 議案審議

松尾委員

続きまして、日程第5「議案審議」を行います。

松尾委員

議案第34号「南島原市学校運営協議会規則の制定について」を議題といたします。

学校教育課長

内容について、担当課長から説明させます。

議案第34号「南島原市学校運営協議会規則の制定について」をご説明いたします。

提案理由といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校運営協議会について必要な事項を定めるものであります。

まず、学校運営協議会（学校運営協議会を設置した学校をコミュニティ・スクールという）について、改めてその概要をご説明させていただきます。

学校運営協議会は、地域住民や保護者が、学校運営に参画し、また、学校運営の支援を促進することで、学校と地域との信頼関係を深め、学校運営の改善と児童生徒の健全育成に取り組むもので、南島原市としましては、町単位の区域ごとに設置することを想定しています。

次のページをご覧ください。

本規則の全文について示しております。

第1条では「目的」、第2条では「協議会の趣旨」を規定しております。内容につきましては、先ほどご説明したとおりです。

第3条では「協議会の設置」について、その区域等を規定しております。

第4条「学校運営に関する基本的な方針の承認」では、対象学校の校長は、毎年度基本的な方針（1）教育課程の編成（2）学校経営計画（3）組織編制（4）施設設備の管理を作成し、協議会の承認を得るものとする。としています。2項において、承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととしています。

第5条に「地域住民等の理解等の促進」を規定しております。

第6条「学校運営に関する評価及び情報提供」では、協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について評価を行い、第2項においてその結果に関する情報を提供するよう努めることとしております。

第7条「学校運営等に課する意見の申出」ですが、協議会は対象学校の運営に関する事項について、意見を述べるができることとしておりますが、第2項において、対象学校の職員の任用に関しては、第4条1項の基本的な方針に基づく学校運営に資する事項について意見を述べるができることとしており、意見の内容についてその範囲を規定しております。

第8条「委員の委嘱」ですが、協議会の委員は、24人以内とし、次に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱するとしています。

（1）対処学校の所在する地域住民（2）対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者（3）対象学校の運営に資する活動を行うもの（4）その他教育委員会が必要と認めるもの

第9条「委員の任期」ですが、委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の次の年度の末日までとしています。

第10条「会長及び副会長」、第11条「会議」、第12条「会議の公開」、第13条「守秘義務」について規定しております。

第14条「委員の報酬」ですが、南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に定めるところによるとしており、現在市議会に上程しているところです。

第15条「委員の解嘱」、第16条「協議会の処務」、第17条「協議会の適正な運営を確保するために必要な措置」第18条「その他」と定めているところです。

付則におきまして、この規則は、令和3年7月9日から施行することといたしております。

説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

松尾委員

この件について、何か質疑などはございませんか。

松尾委員

特にないようですので、お諮りします。

「議案第34号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

松尾委員

〈異議なしの声〉

松尾委員

異議なしと認めます。

よって、議案第34号は、原案のとおり決定いたしました。

松尾委員

次に、報告第1号「南島原市立学校給食センター条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

報告第1号「南島原市立学校給食センター条例の一部を改正する条例について」をご説明いたします。

提案理由といたしましては、本議案は、令和3年5月26日の第5回教育委員会定例会において議案審議していただき、可決をいただいたものですが、その後、修正があったため、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は代理させる規則第5条の規定により、報告するものであります。

それでは、修正議案についてご説明させていただきます。

新旧対照表でご説明いたします。

まず、2ページ、新旧対照表「第1条による改正」をご覧ください。

第2条の給食センターの名称及び位置の表につきまして、

修正前は、6つの給食センター全部を廃止することとしていましたが、

修正後は、現在の深江、布津、有家、西有家、北有馬及び口之津の6つの学校給食センターのうち、「深江 学校給食センター」を除く、5つの学校給食センターを削り、新たに設置する「南島原市 学校給食センター」を加えるものでございます。

新たに設置する「南島原市 学校給食センター」は、令和3年9月1日から運用を開始しますが、その初期段階におきまして、臨時に使用しなければならなくなった場合に備えて、「深江 学校給食センター」を残すものでございます。

なお、この改正につきましては、附則におきまして、令和3年9月1日から施行することといたしております。

次に、3ページ新旧対照表「第2条による改正」をご覧ください。

題名を「南島原市立 学校給食センター条例」から「南島原市 学校給食センター条例」に、また、第1条中「南島原市立 学校給食センター」を「南島原市 学校給食センター」に改めるものでございます。

ここまでは、修正前と同じでございます。

修正後の内容として、9月1日以降、深江給食センターを残しておいたことから、第2条の給食センターの名称及び位置につきましては、令和3年9月1日時点の「南島原市 学校給食センター」と「深江 学校給食センター」を定めた表を削るものでございます。

名称を「南島原市学校給食センター」、位置を「南島原市 西有家町 龍石795番地4」に改め、また、給食センターが1か所になることから、第4条の運営審議会につきまして、「給食センターごとに」を削るものでございます。

なお、この改正につきましては、附則におきまして、令和3年10月1日から施行することといたしております。

以上で、報告第1号についての報告を終わります。

松尾委員
松尾委員

この件について、何か質疑などはございませんか。
特にないようです。

「報告第1号」につきましては、規則に基づき、教育委員会に報告するものでございますので、以上の報告をもって了承をお願いします。

日程 第6 その他

松尾委員
松尾委員

続きまして、日程第6「その他」に移ります。

第1号「準要保護児童生徒就学援助の認定について」を議題とします。

この案件につきましては、個人情報が含まれておりますので、非公開にしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

松尾委員

この案件は、非公開といたします。

〈非公開の説明〉

松尾委員

小学校 認定 1人 却下 1人

中学校 認定 1人

只今説明しました2件につきましては、認定の基準に該当しており、「就学援助」の対象者として認定したものでございます。

また、1件については、認定基準を満たしていないため、却下したものでございます。

以上の報告をもって了承をお願いします。

松尾委員

次に、第2号の「次回教育委員会定例会の開催について」でございますが、次回の定例会は、7月30日、金曜日、午後2時から開催する予定としております

ので、よろしく申し上げます。

松尾委員

最後に、第3号の「その他」でございますが、皆様方から、何かございませんでしょうか。

生涯学習課長

(市民スポーツ大会開会式について説明)

世界遺産推進室長

(口之津歴史民俗資料館特別展について説明)

松尾委員

他にございませんか。

特にないようですので、第3号の「その他」を終わります。

日程 第7 閉会

松尾委員

以上を持ちまして、本日の定例会を閉会いたします。

委員の皆様、大変、お疲れさまでございました。

閉会 15時00分

会議録署名人

教育委員

記録職員